

〔類聚三代格^{十六}〕應依舊充浪人二人、令護泉橋寺并渡船假橋等事

右得彼寺牒僞件寺故大僧正行基、建立卅九院之其一也、摠尋本意、爲泉河假橋所建立也、而河之爲體、流沙交水、橋梁難留、每遭洪水、往還擁滯、仍爲渡人馬、相唱道俗、買置馬船。二艘、少船一艘、付屬件寺、國須依太政官去天長六年十二月八日、承和六年四月四日、兩度符旨、充徭夫二人、而稱非永例、不肯充行、無人監護、屢致流失、寺家之煩、无甚於斯、望請給件浪人永免雜役、一向令守寺并船橋等、謹請官裁者、中納言從三位兼行春宮大夫南淵朝臣年名宣、宣下知山城國依件令充。

貞觀十八年三月一日

以勝載量爲名

〔倭訓栞^{前編三十三}〕も、い、さ、か、ぶ、ね。百積船と萬葉集に見えたり、さかは斛の義なれば、百石舟といへり。

〔和漢船用集^{四舟名數海舶}〕千石船 荷船は、和漢ともに石數を以て呼、今長崎入津の唐船は、みな斤目を以て呼、すべて唐船は石數をよばすと云は非也、大學衍義補に、造一千石舟と見へたり、又字彙曰、二百斛曰、初三百斛曰、艇、同頭書に曰、三百斛を鯛といふ、鯛は貂也、貂は短也、江南に名づくるところ、短してひろく、やすふしてかたむき、あやふからざるものなりといへり、本邦荷舟のつくり、これに同じ、又唐船石數を呼、帆桅の數を呼、こと武備志に見へたり、本邦石數を呼者おほし、何拾石より何百石何千石にいたる、又帆桅の數はなきゆへ、その船にかくるところの帆の布數を呼、で名とす、船法規矩に、帆掛りありて、早船にも荷舟にも、大法定有、尤船のつくりやうにて、帆數のちがひあり。

〔名物六帖^{器財二}〕一、千石舟^造、造一千石舟、

〔萬葉集^{十一}〕古、今、相聞、往來、歌、正述、心緒、

百積船^{モ、サカノフチカシキルヤ}、潛納^{ウラサシ、ハ、ハ、ト、モ、ソ、ナ、ハ、ノ、ラ、ジ}、八占刺母^{ウラサシ、ハ、ハ、ト、モ、ソ、ナ、ハ、ノ、ラ、ジ}、雖問其名不謂、